

3 福障 197 号
令和 3 年 4 月 30 日

障害児通所事業所 ご担当者様

福島市福祉事務所長
(公 印 省 略)

個別サポート加算（Ⅰ）創設について

日頃より本市福祉行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定により、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、ケアニーズの高い障害児への支援を行ったときの加算として「個別サポート加算（Ⅰ）」が創設されました。

つきましては、改正の内容をお知らせするとともに、福島市における加算の算定についてお示しいたします。事業所におかれましては、内容をご確認いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 改定の内容

(1) 対象事業所

非重心型児童発達支援事業所、非重心型放課後等デイサービス事業所

(2) 内容

著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い児童への支援を充実させる観点から、児童発達支援においては「乳幼児等サポート調査」、放課後等デイサービスにおいては「就学児サポート調査」により、一定の要件に該当する障害児を受け入れたことを評価する加算（個別サポート加算（Ⅰ））が創設されました。

非重心型放課後等デイサービスの基本報酬については、現行の「指標該当の調査により事業所を 2 区分に分けて基本報酬を設定する方法」が見直しされ、基本報酬が一本化されます。今回の報酬改定では、より手厚い支援を必要とする子どもに応じてきめ細かく加算を設定し、当該障害児を受け入れた事業所の支援を評価する構造となっています。

2 対象児童

サービス	対象要件	
児童発達支援 医療型児童発達支援	3歳未満の場合	食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が2以上
	3歳以上の場合	以下の①及び②に該当すること ① 食事、排泄、入浴及び移動の項目で全介助又は一部介助である項目が1以上 ② 食事、排泄、入浴及び移動以外の項目ではほぼ毎日ある又は週1回以上ある項目が1以上
放課後等デイサービス	以下の①又は②に該当すること ① 食事、排泄、入浴及び移動のうち3以上の日常動作について全介助を要するもの ② 就学児サポート調査における調査項目⑤～⑩の合計が13以上	

3 福島市の取り扱い

(1) 未就学児

加算の該当有無は、支給決定の更新月に確認をおこないます。令和3年6月末の更新分からサービス更新にかかる申請書提出時に保護者に乳幼児サポート調査を実施し、加算の該当有無を確認した上、認定します。更新月が近づいてきたら、事前に事業所で作成した調査票を保護者に渡し、サービス更新時の申請書とともにご提出いただいても構いませんが、調査票の内容について相違ないことを保護者に同意を取っていただくようお願いいたします。

なお、令和3年3月末、4月末、5月末に更新、令和3年4月1日より新規決定があった児童において、加算の該当が見込まれる児童については、随時、保護者または事業所からの求めに応じて該当有無を確認しますので、ご連絡ください。詳しくは、「(3)個別に申請するときの手続きについて」をご覧ください。

(2) 就学児

現行の基本報酬区分指標該当調査による決定情報を引き継ぎ、**指標該当欄が「有」となっている場合は個別サポート加算（Ⅰ）の対象と読み替え、ご請求ください。**受給者証への印字はサービス更新時におこないます。

なお、現在基本報酬区分指標が非該当の児童について、保護者や事業所等から見て個別サポート加算（Ⅰ）の該当が見込まれる場合は、随時、保護者または事業所からの求めに応じて該当有無を確認しますので、ご連絡ください。詳しくは「(3)個別に申請するときの

手続きについて」をご覧ください。

(3) 個別に申請するときの手続きについて

令和3年3月末から5月末に更新、または令和3年4月1日より新規決定があった加算該当が見込まれる未就学児、基本報酬区分指標が非該当だが加算該当が見込まれる就学児については、適宜該当有無を確認しますが、年度当初に加算の申請が集中することから、手順については以下の通りとします。

①	調査票の作成	保護者が福島市個別サポート加算（Ⅰ）調査票（別添ファイル参照）を記入。事業所が作成することも可能としますが、調査内容等について必ず同意を得てください。 ※令和3年3月29日付厚労省事務連絡「令和3年4月以降の5領域11項目の調査等に係る調査方法等について」内にある調査時の留意事項を参照すること。
②	書類提出	福島市個別サポート加算（Ⅰ）調査票を障がい福祉課に提出。対象が見込まれる児童が複数名いる場合には、事業所にて対象児童一覧を作成し、調査票を取りまとめた上、提出してください。 ※受付日による適用開始日は下記の通りです。
③	書類審査等の事務手続き	書類の内容を精査し、加算の該当が妥当な場合には受給者証に加算名を印字します。特記事項の内容について保護者または事業所に確認をする場合があります。
④	受給者証交付	受給者証への印字が終わり次第、自宅へ受給者証を発送します。

<適用開始日について>

① 令和3年5月21日（金）までに書類の提出があった場合

→令和3年4月1日より適用開始とします。

② 令和3年5月22日（土）以降に書類の提出があった場合

→書類が提出された次月より適用開始とします。

※ただし、サービス自体が新規申請の場合には給付決定日からの適用とします。

※①の場合、通常の請求に申請が間に合わないことが予想されますが、その場合には一旦ご請求いただいたあと、過誤申立書を提出いただくか、該当者のみ請求を延期していただくかどちらかの処理をお願いいたします。

※事業所を併用している児童については、事業所間で連絡調整の上、1つの事業所から申請いただくようお願いいたします。

4 参照

- ・令和3年2月4日付厚生労働省障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」
「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」
「障害福祉サービス費等の報酬算定構造」

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16573.html

- ・令和3年3月29日付厚生労働省事務連絡
「令和3年4月以降の5領域11項目の調査等に係る調査方法等について」

URL <https://www.mhlw.go.jp/content/000763144.pdf>

【問い合わせ先】

福島市役所 障がい福祉課 自立支援係

TEL : 024-525-3746 (直通) Fax : 024-533-5263

E-mail : syougai@mail.city.fukushima.fukushima.jp